

《規則と審判》

一 規則

全日本剣道連盟『剣道試合・審判規則』第1条（本規則の目的）には、「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。これは、「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」という「剣道の理念」を踏まえ、試合を通して日本の伝統文化である剣道を正しく継承し、「人間形成」を醸成する目的で制定されたものである。

剣道の試合・審判規則は、剣道の特性や教育的な意義を考慮しながら、社会の一般的な通念や普遍性などを基盤にし、これを試合の場面に適応させて構成したものである。

したがって、審判は第1条（本規則の目的）を基本にして、試合・審判の諸条件や手続きに従って措置することになる。

二 審判の目的

審判の目的は試合・審判規則を正しく運用し、「試合による全ての事実を正しく判断し、決定する」ことである。

三 審判員の任務

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。したがって、審判員は独善や主観ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければならない。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

四 審判員の心得

1 一般的要件

- (1) 公平無私であること。
- (2) 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- (3) 剣理に精通していること。
- (4) 審判技術に熟達していること。
- (5) 健康体で、かつ活動的であること。

2 留意事項

- (1) 服装を端正にすること。
- (2) 姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
- (3) 言語が明晰であること。
- (4) 数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
- (5) よい審判を見て学ぶこと。

《審判の基本的な留意点》

一 有効打突

有効打突の条件は、試合・審判規則第12条に「**充実した氣勢**」「**適正な姿勢**」をもって「**竹刀の打突部で打突部位**」を「**刃筋正しく打突**」し「**残心あるもの**」と規定されている。このような諸条件を満たした有効打突の一本こそが剣道の特性である。

剣道の特性を継承させてゆくためにも、審判員は有効打突を正しく判定しなければならない。しかし、有効打突の見極めが曖昧であったり軽率であった場合には、有効打突としての一本の質的価値や剣道の特性を見落としてしまうことになる。審判員は、このような有効打突の判定の重大さを認識しなければならない。

打突そのものが軽くても、「**玄妙な技**」などは技の質として一本に採れる場合がある。“**軽いから一本にならない**”とはせずに、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。

安易に相打ちで済ませてしまうことがあるが、相打ちはまず無いと考えて対処しなければならない。

有効打突 (気剣体の一致)

